

令和6年度

むつ市中小企業振興基本条例に基づく事業の
実施状況報告

令和8年3月

むつ市

目次

はじめに	1
1. 条例第10条に掲げる基本方針に該当する主な事業一覧	3
2. 令和5年度中小企業振興施策の実施状況について	4
(1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図る事業	4
(2) 中小企業者の経営基盤の強化を図る事業	4
(4) 地域資源の活用による産業の活性化及び新たな事業の創出を図る事業	5
(5) 中小企業者に対する資金供給の円滑化を図る事業	12
(6) 雇用環境の整備を図る事業	12
(7) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図る事業	14
参考資料	15
むつ市中小企業振興基本条例	15

はじめに

むつ市の中小企業は、生産、流通、サービスなど本市の経済活動の根幹を成し、雇用の確保やまちづくりの担い手として地域社会を支えています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等により、幅広い業種に売上不振、資金繰り悪化等の影響が生じており、中小企業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いております。

このような状況において、地域経済の活性化及び市民生活向上のためには、中小企業者自らが経営の革新や新たな事業の創出、企業間の連携などの新たな取組が求められています。市では平成29年3月、むつ市中小企業振興基本条例を制定し、中小企業の振興を市政の主要課題として位置付け、中小企業の持続的で多様な成長及び発展を支援する中小企業振興施策を展開しております。

この「むつ市中小企業振興基本条例に基づく事業の実施状況報告」はむつ市中小企業振興基本条例第12条の規定に基づき、令和6年度に実施した中小企業の振興に係る施策のうち主なものについて、7つの基本方針に基づき整理して実施状況を取りまとめ、公表するものです。

1. 7つの基本方針について

むつ市中小企業振興基本条例（平成29年3月24日条例第2号）

（施策の基本方針）

第10条 市は、次に掲げる事項を基本方針として中小企業の振興に関する施策を推進するものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業者相互の連携並びに市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関及び市民の連携を図ること。
- (4) 地域資源の活用による産業の活性化及び新たな事業の創出を図ること。
- (5) 中小企業者に対する資金供給の円滑化を図ること。
- (6) 雇用環境の整備を図ること。
- (7) 小規模企業の創業の促進及び小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。

2. 実施状況の公表について

むつ市中小企業振興基本条例（平成29年3月24日条例第2号）

（実施状況の公表）

第12条 市は、毎年度、中小企業の振興に関する事業の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

3. 中小企業の定義について

中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に基づく「中小企業者」をいい、小規模企業とは同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいう。

業種分類	中小企業者（次のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

1. 条例第10条に掲げる基本方針に該当する主な事業一覧

基本方針	No	事業名	事業費 (千円)	担当課	頁
(1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進	1	創業支援事業	839	商工労政課	4
(2) 中小企業者の経営基盤の強化を図る	1	むつ市地域間幹線系統等確保維持費補助金	21,756	交通政策課	4
(4) 地域資源の活用による産業の活性化及び新たな事業の創出を図る	1	下北ジオパーク推進事業	40,657	ジオパーク推進課	5
	2	むつ商工会議所補助金	19,920	商工労政課	5
	3	むつ市商工会補助金	3,600	商工労政課	6
	4	企業誘致推進事業	32,921	商工労政課	7
	5	地域のにぎわい創出事業	1,029	観光・シティプロモーション課	7
	6	「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業	75	観光・シティプロモーション課	8
	7	「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業 「全国販路開拓支援事業」	2,901	観光・シティプロモーション課	8
	8	地域特産品活用促進事業	3,925	観光・シティプロモーション課	8
	9	むつ市のうまい！ステップアップ事業	3,180	観光・シティプロモーション課	9
	10	下北圏域地場産品販路拡大事業	528	観光・シティプロモーション課	9
	11	むつ市のうまい直送便「M-ロジ」事業	5,362	観光・シティプロモーション課	10
	12	Aomori Global Advance Project 2024	6,744	観光・シティプロモーション課	11
	13	むつ市のうまいでポケバル推進事業	2,000	観光・シティプロモーション課	11
(5) 中小企業者に対する資金供給の円滑化を図る	1	中小企業経営安定化支援事業	227,062	商工労政課	12
(6) 雇用環境の整備を図る事業	1	青森県創生人材育成・定着推進事業	33	市民連携課	12
	2	Uターン就職等推進事業	2,672	企画課・商工労政課	13
	3	新規高卒者市内定着支援事業	214	商工労政課	13
	4	地域企業連携強化事業	2,629	商工労政課	14
(7) 小規模企業の創業の促進及び小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑を図る事業	1	【再掲】 創業支援事業	839	商工労政課	14

2. 令和6年度中小企業振興施策実施状況について

(1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図る事業

1. 創業支援事業

事業費 839 千円

【事業概要】

国全体では開業率を現在の5%台から欧米並みの10%台へ成長させ、雇用機会創出に繋げる狙いがある。そこで新たなビジネス創出を支援し、雇用機会の創出に繋げるため、下北地域広域創業支援事業計画（平成27年度～令和6年度）に基づき創業支援を実施する。

【事業実績】

創業を希望する者に対し、支援機関と連携しながら次の支援事業を実施した。

- ①創業塾（特定創業支援事業）
- ②創業相談ルーム（特定創業支援事業）
- ③創業支援セミナー
- ④創業融資・保証料補給・利子補給
- ⑤空き店舗助成（むつ商工会議所事業）

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
創業支援対象件数	112 件	63 件
創業件数	5 件	5 件

（担当課：産業政策部商工労政課）

(2) 中小企業者の経営基盤の強化を図る事業

1. むつ市地域間幹線系統等確保維持費補助金

事業費 21,756 千円

【事業概要】

市町村間を跨がる広域的なバス路線（地域間幹線系統）の維持・確保を図るため、国、県、市町村の補助金交付要綱に基づき、路線バス事業者に対して補助金を交付することにより、路線の維持と地域住民の交通手段を確保する。

【事業実績】

- ・下北交通株式会社が運行する次の4路線に対し11,709千円の補助を行った。
 - むつ・佐井線（むつ～佐井車庫前）
 - むつ線（大畑駅前～むつ）
 - 泊線（むつ～泊車庫前）
 - 野辺地線（むつ～野辺地駅前）
- ・ジェイアールバス東北株式会社が運行する次の路線に対し10,047千円の補助を行った。
 - 下北線（田名部～脇野沢）

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
輸送人員：下北交通株式会社（むつ・佐井線）	102,155人	99,850人
輸送人員：下北交通株式会社（むつ線）	40,684人	44,453人
輸送人員：下北交通株式会社（泊線）	28,303人	20,621人
輸送人員：下北交通株式会社（野辺地線）	39,420人	44,173人
輸送人員：ジェイアールバス東北株式会社（下北線）	59,267人	58,860人

（担当課：政策推進部交通政策課）

（4）地域資源の活用による産業の活性化及び新たな事業の創出を図ること。

1. 下北ジオパーク推進事業

事業費 40,657千円

【事業概要】

下北地域の各種団体が一丸となってジオパーク活動に取り組んでいくため組織された「下北ジオパーク推進協議会」を運営し、日本ジオパークネットワーク加盟地域として、「保護・保全」、「教育・研究」、「地域振興」の取り組みを加速させ、持続可能な地域づくりを進める。

【事業実績】

〈地域振興に関わる事業〉

- ・下北ジオパーク認定商品の新規認定及び、発表会開催…4商品の新規認定（4事業者）
- ・東北電力株式会社が運営するWebサイトでの認定商品PR
- ・地域の様々なイベントに参加し、地域振興の取り組みを展開（全5回）

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
ジオパーク認知度の向上	82.9%	94.1%
ジオパーク関連ツアー実施回数	37回	41回
ジオパーク認定商品認定数（のべ数）	51商品	52商品

（担当課：政策推進部ジオパーク推進課）

2. むつ商工会議所補助金

事業費 19,920千円

【事業概要】

商工業者の振興と地域活性化の推進、社会一般の福祉の増進に資するため、むつ商工会議所が行う各種事業の経費に対し予算の範囲にて補助することにより、地域経済の総合振興を図る。

〈補助対象事業〉

- ①総合振興事業 ②商工観光振興事業 ③中小企業対策事業
④青年部・女性会強化事業 ⑤空き店舗助成事業

【事業実績】

むつ商工会議所へ補助を行い、会議所の各事業を通じた市内商工業者の推進並びに地域活性化を促進した。会議所が実施するMGFを始めとする各種イベント開催のほか、空き店舗活用助成など市内商店街振興に係る事業に活用されており、市内商工業の振興が図られた。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
むつ商工会議所補助金額	8,001千円	19,920千円

(担当課：産業政策部商工労政課)

3. むつ市商工会補助金

事業費 3,600千円

【事業概要】

商工業者の振興と地域活性化の推進、社会一般の福祉の増進に資するため、むつ市川内町商工会・大畑町商工会が行う各種事業の経費に対し予算の範囲にて補助することにより、地域経済の総合振興を図る。

〈補助対象事業〉

- | | |
|------------|------------|
| ①むつ市川内町商工会 | ②大畑町商工会 |
| ・ 商工振興事業 | ・ 経営改善普及事業 |
| ・ 経営改善普及事業 | ・ 地域総合振興事業 |

【事業実績】

むつ市川内町商工会、大畑町商工会に補助を行い、市内各地区の商工業振興、地域活性化を図った。補助対象経費として、各商工会が主催するイベントの実施のほか、域内事業者向けのセミナー開催や経営指導員が個別に相談指導を行う、「経営改善普及事業」に活用されている。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
むつ市川内町商工会補助金額	1,710千円	1,710千円
大畑町商工会補助金額	1,890千円	1,890千円

(担当課：産業政策部商工労政課)

4. 企業誘致推進事業

事業費 32,921 千円

【事業概要】

既存の誘致企業へのフォローアップを行うことで企業の定着・成長を図るとともに、企業誘致促進条例に基づき誘致企業に対する助成金の交付を行う。

〈令和6年度末時点の市誘致企業 13社〉

スミダ電機(株)青森工場、(有)サンマモルワイナリー、日本ホワイトファーム(株)東北事業所生産部、(株)サン・コンピュータ、(株)アイティコワーク、下北王子林産(株)、(株)永木精機むつテクノセンター、(株)PWANむつ事業所、福山通運(株)青森むつ事業所、(株)エスプールグローバルむつBPOセンター、(株)ライトカフェ、(株)シモムラ、(株)寅福（令和6年操業予定）

【事業実績】

令和4年11月立地協定を締結した1社が令和6年に操業を始めた。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
企業誘致	0社	0社
むつ市企業誘致促進条例助成金交付（事業者数）	3者	3者

（担当課：産業政策部商工労政課）

5. 地域のにぎわい創出事業

事業費 1,029 千円

【事業概要】

多くの地域住民、特に大学生を中心とした若者世代が祭りなどの伝統行事・文化に触れ、参加できる機会を提供することで、郷土愛の醸成を図るとともに、祭りや観光イベントの参加人口の拡大と活性化、ひいては活力あるまちづくりを目指すものである。当市の伝統行事である「おしまこ流し踊り」への参加者の受け入れを行う。

【事業実績】

地域の伝統行事であるとともに観光コンテンツでもある「おしまこ流し踊り」は、近年、参加者数の減少が課題となっていたが、当事業は行事の継続に寄与し、観光誘客、街の活性化といった面で、地域経済に貢献している。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
オシマコラゴ参加者数	62名	62名

（担当課：産業政策部観光・シティプロモーション課）

6. 「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業

事業費 75 千円

【事業概要】

地元産の安全・安心で新鮮な農林水産物を地域内で消費しようという地産地消運動に賛同する事業者を「むつ市地産地消運動協力店」として認定し、地産地消の重要性を PR。毎年秋に開催される「むつ市地産地消運動協力店感謝祭」を通じて、地元産品の積極的な消費を促進し、一次産業の活性化と地域経済の振興を図る。

【事業実績】

令和 4 年度より、市内関係団体が連携して実施したイベント「MGF」内で、地産地消運動協力店の出店を呼びかけ、18 事業者が参加。イベントには 2 日間で延べ 15,500 人が来場し、出店した協力店の多くで商品が売り切れるなど、地域事業者の売上向上と市産品消費の促進に大きく貢献した。

【事業実績指標】

項目名	令和 5 年度	令和 6 年度
地産地消運動協力店登録数	65 事業者・75 店舗	66 事業者・76 店舗

(担当課：産業政策部観光・シティプロモーション課)

7. 「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業「全国販路開拓支援事業」

事業費 2,901 千円

【事業概要】

国内最大級の食品業界展示商談会である「スーパーマーケットトレードショー (SMTS)」に 2 事業者が参加。全国のスーパーマーケットをはじめとする小売店や商社、ホテル等の食部門バイヤーに推しの商品を売り込み、全国への販路拡大を目指すものである。

【事業実績】

参加事業者は、展示会当日にバイヤーとの名刺交換を多数行った。そのうち 90 件以上の見積依頼に至った事業者もあり、商談成立に向けて大きなきっかけとなっている。

【事業実績指標】

項目名	令和 5 年度	令和 6 年度
スーパーマーケットトレードショー参加事業者数	2 事業者	2 事業者

(担当課：産業政策部観光・シティプロモーション課)

8. 地域特産品活用促進事業

事業費 3,925 千円

【事業概要】

地域の特性を活かした「大湊海自カレー」や「大湊 Sora 空っ！」など当市ならではのご当地グルメの PR、活動団体及び事業者の支援を行い、地域経済の活性化を図る。

【事業実績】

〈大湊 Sora 空っ！〉

大湊 Sora 空っ！普及会が中心となって開発した Sora 空っ！のタレの販売促進を行い、定期的な飲食店イベント「ソラカラの日」を通して消費拡大を行った。

〈大湊海自カレー〉

大湊 Sora 空っ！普及会とコラボし「自衛隊グルメ スピードくじ」イベントを開催したほか、製パン業者とのコラボ商品の開発やテレビ・雑誌等メディアを活用したプロモーション活動を行った。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
大湊 Sora 空っ！提供数	10,091 食	11,135 食
大湊海自カレー提供数	6,299 食	5,302 食

(担当課：産業政策部観光・シティプロモーション課)

9. むつ市のうまい！ステップアップ事業

事業費 3,180 千円

【事業概要】

販路開拓・拡大、市特産品の高付加価値化など、地産地消や地産外商を積極的に推進し、「稼げる地域」の実現に向けてステップアップするため、国内外の商談会や見本市等への出展・参加や、新商品開発及び既存商品のブラッシュアップなどを行う市内事業者への各種支援を行う。

【事業実績】

新商品開発やラベル製作、出展事業など、両事業ともに多岐にわたる展開ができた。特に、販路開拓支援補助金を活用した事業では、新型コロナウイルスの収束により、海外展開を実現することができた。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
むつ市のうまい！販路開拓支援補助金交付件数	5 件	6 件
むつ市のうまい！新商品開発支援補助金交付件数	6 件	11 件

(担当課：産業政策部観光・シティプロモーション課)

10. 下北圏域地場産品販路拡大事業

事業費 528 千円

【事業概要】

下北圏域の市町村で実行委員会を組織し、下北圏域が誇る特産品の首都圏における販路拡大およびブランディングを進めることで、地域の農林水産業の振興と経済の発展を目指す。

【事業実績】

令和6年度は兵庫県神戸市における下北半島レストランフェア、青森ねぶたのねぶた運行に同行しての下北半島プロモーション、アメリカロサンゼルスのレストラン等へ特産品を紹介する海外でのプロモーション事業の3事業が行われた。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
参加事業者	7事業者	5事業者

(担当課：産業政策部観光・シティプロモーション課)

11. むつ市のうまい直送便「Mーロジ」事業

事業費 5,362千円

【事業概要】

地場産品の国内市場における販路開拓等を推進するため、公益社団法人下北物産協会が主体的に行う物流システムの構築事業に対して補助金を交付し、「Mーロジ」専用トラックの運用を支援する。これにより、農林水産業の振興及び地域経済の発展が期待される。

【事業実績】

市がプロジェクトの主体である公益社団法人下北物産協会へ補助金を支出し、物産協会は、所有するMーロジ事業専用トラックにより地場産品を関東圏を中心として配送した。トラックの荷台には地場産品を3Dでラッピングしているため、プロモーションの効果も見込まれる。今後は、外食系企業を中心に直接輸送することでB to B推進による地場産品の販路開拓及び拡大のためのシステムの構築を進める。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
年間運送稼働率	64%	53%

(担当課：産業政策部観光・シティプロモーション課)

12. Aomori Global Advance Project 2024

事業費 6,744千円

【事業概要】

〈目的〉

- (1) シンガポール国立大学（以下「NUS」。）の短期留学生在が青森県内の自治体へ滞在し、地域ならではの各種体験や、県内の大学生・高校生等との交流を通して地域の文化・価値観へ理解を深める。
- (2) NUS 生と地域の大学生がむつ市内の生産者等への訪問を通し、シンガポールマーケットにおける市特産品の競争力の向上・認知度の向上に向けた販売戦略を検討・実践し、地域の産業の高度化を図る。

〈事業内容〉

5月の青森県内における短期留学では、歴史文化や産業についてのインプットを実施。帰国後のインターンシップでは「輸出の促進」、「インバウンドの促進」、「ブランディング」をテーマに活動。

【事業実績】

〈輸出の促進〉

- BtoB営業：企業訪問等を行い、事業者の潜在的なニーズを調査した。
 - ・ ISETANでの販売 合計 \$10,000(約100万円)
- BtoC営業：ECサイトの構築、販売
 - ・ \$100の売上(約1万円)

〈インバウンドの促進〉

- ・ 出展中実施したアンケートで、顧客ニーズ等のマーケティングを実施
- ・ 青森県内周遊のモデルコースを2種類作成、公開

〈ブランディング〉

- ・ SNS投稿 フォロワー増加率8.39%、フォロワー増加数298人。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
SNS フォロワー数	3,552人	3,850人

(担当課：産業政策部観光・シティプロモーション課)

13. むつ市のうまいでポケバル推進事業

事業費 2,000千円

【事業概要】

コロナ禍を契機に拡大した「家飲み」をメインターゲットとし、消費者が自宅にいても、むつ市の特産品や飲食店で提供されている料理を手軽に味わえるような冷凍商品の製造・販売、商品のプロモーションを行うものである。

むつ市料理飲食店組合が主なプレイヤーとなり、商品の製造や販売に係る機材の維持・管理および取り組みの支援と、特に地域外消費者に向けた商品の効果的なプロモーションを行うことで、当市の特産品の認知度向上と販路の開拓・拡大、またそれに伴う飲食店事業者の所得向上を目指す。

【事業実績】

冷凍商品の加工場や設備の維持管理、オンラインショップや市内店舗での販路開拓のほか「全国メタバース物産展」への出店を行い、飲食事業者の所得向上と特産品の認知度向上に寄与した。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
参加事業者数	5事業者	5事業者

(担当課：産業政策部観光・シティプロモーション課)

(5) 中小企業者に対する資金供給の円滑化を図る事業

1. 中小企業経営安定化支援事業

事業費 227,062 千円

【事業概要】

市内中小企業の活性化と経営安定に資するため、運転資金および設備資金に係る特別保証融資制度を設け、県内4金融機関に対して原資預託及び融資を受けた事業者への信用保証料補給事業を行う。

- ・中小企業融資特別保証制度原資預託：県内4金融機関に対する預託金（平成17年～）
- ・むつ市中小企業融資特別保証制度信用保証料負担金：保証料の一部を負担（昭和48年～）

【事業実績】

市内中小企業の活性化と経営の安定化が図られた。

また、青森県が実施する「『青森新時代』への架け橋資金」と連携し、創業者が本制度を利用する際、借りに係る保証料を県と連携して保証し、創業者の負担軽減を図った。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
中小企業小口資金特別保証制度利用件数	72件	71件
中小企業事業活性化資金特別保証制度利用件数	13件	11件
小口零細企業特別保証制度利用件数	2件	0件
創業支援資金保証料補給利用件数	8件	5件

(担当課：産業政策部商工労政課)

(6) 雇用環境の整備を図る事業

1. 青森県創生人材育成・定着推進事業

事業費 7千円

【事業概要】

本市の社会動態は、高校を卒業する世代の転出が大学等を卒業する世代の転入を上回り、社会減が深刻である。そのような中、2015年度に、県内の大学・自治体・企業等が連携し、地元就職率の向上に取り組む青森COC+推進機構が創設され、むつ市も参加自治体として事業展開してきた。2019年度で文部科学省補助事業が終了したことに伴い、推進機構は組織解体となったが、2020年度からは青森創生人材育成・推進協議会を立ち上げ、後継組織として、県内4つのブロックで各々事業を展開する体制がとられている。

【事業実績】

「共育型インターンシップ」に13人の学生が参加した。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
連携大学からむつ下北地区への就職者数	8人	12人

(担当課：政策推進部市民連携課未来創生グループ)

2. Uターン就職等推進事業

事業費 2,672千円

【事業概要】

地域経済が感染症の影響によって失速したことを背景に、地域を支える人材の確保が求められており、首都圏等に在住する大学生等や転職希望者のUIJターン就職を促進するため、市内企業の処遇改善や制度周知など受入体制の強化と意識啓発を推進する。

【事業実績】

・青森県UIJターン・交流フェア（東京都） むつ市ブース来訪者 16人

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
Uターン等就職セミナー参加者数	21人	16人

(担当課：政策推進部企画課・産業政策部商工労政課)

3. 新規高卒者市内定着支援事業

事業費 214千円

【事業概要】

当市における若年層の転出超過は、賃金・労働環境のアンマッチ等により就職のため転出する新規高卒者に加え、大学等へ進学のため転出した者がそのまま首都圏や転出先での就職を選択していることが、要因のひとつと推測されている。

このことから、高校生に市内就職への認識を深めてもらうため、市内企業等の見学会を実施する。

【事業実績】

下北地域の高校生を対象とした市内企業等の見学会を実施し、4校・計73人が13事業所を見学した。また、見学会のアンケートでは肯定的な意見が多く寄せられ、地元就職に対する認識を深めることができた。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
むつ市企業等見学会参加者数（参加校数）	62人（4校）	73人（4校）
見学先事業所数	8事業所	13事業所

(担当課：産業政策部商工労政課)

4. 地域企業連携強化事業

事業費 2,629 千円

【事業概要】

地域における新たな産業興しや企業の技術力向上を促進、地域内の雇用創出を図ることを目的に設立された下北・むつ市企業連携協議会の運営支援をするほか、エネルギー分野での人材育成を図るため、同協議会が実施する「エックス線作業主任者資格取得講習会」の実施を補助する。

【事業実績】

令和6年に実施されたエックス線作業主任者資格試験では、参加受講者12名（うち高校生4名）のうち8名（うち高校生2名）が受験し、4名が合格した。

【事業実績指標】

項目名	令和5年度	令和6年度
資格試験合格者数（講習会受講者のうち）	0人 ※第2種放射線 取扱主任者試験	4人 ※エックス線作業主 任者資格試験

（担当課：産業政策部商工労政課）

（7）小規模企業の創業の促進及び小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑を図る事業

1. 創業支援事業（再掲）

事業費 839 千円

※4ページ参照

むつ市中小企業振興基本条例

平成 29 年 3 月 24 日
条例第 2 号

むつ市の中小企業は、生産、流通、サービスなど経済活動の根幹を成し、雇用の確保やまちづくりの担い手として地域社会を支えてきたが、近年の少子高齢化、人口減少、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展などにより、極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような状況において、地域経済の活性化及び市民生活の向上のためには、中小企業者自らの経営の革新や新たな事業の創出、企業間での連携などの新たな展開を図り、中小企業の持続的で多様な成長及び発展を支援する中小企業振興策が必要である。

中小企業の振興を市政の主要課題の一つと位置付け、中小企業者の意欲的で創造的な活動を社会全体で支援することによって、下北地方の経済の中核として地域社会とともに歩む中小企業者が活躍するむつ市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、市の特性を取り入れながら総合的に施策を推進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に規定する中小企業者で市の区域内に主たる事務所又は事業所を有するもの及び中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する組合、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する組合その他中小企業の振興に関する団体で市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）に規定する小規模企業者で市の区域内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所及び商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会その他これらに類する中小企業の振興に関する団体で中小企業者を支援するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者で市の区域内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融業を行う機関のうち市の区域内に事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 中小企業者の創意工夫及び自主的な取組を尊重すること。
- (2) 多様な人材、優れた技術、豊かな自然その他の地域資源の活用を図ること。
- (3) 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、中小企業者の実態を把握するとともに、中小企業者及び中小企業団体の意見を聴き、適切に施策の推進に反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たり、国、青森県、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関及び市民の連携に努めるものとする。
- 4 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たり、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第 5 条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的に経営の革新、経営基盤の強化及び取引条件の向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、従業員の福利厚生の実践をはじめとする雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、事業活動を行うに当たり、地域における連携を重視し、地域において生産、製造又は加工された物品及び提供されるサービス等を利用するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第 6 条 中小企業団体は、中小企業の振興に関する施策に主体的に取り組み、暮らしやすい地域社会

の実現に貢献するよう努めるものとする。

2 中小企業団体は、中小企業者の経営の革新及び創業の促進に関する指導及び支援に努めるものとする。

3 中小企業団体は、中小企業者の組織化、中小企業者の相互の連携並びに中小企業者、大企業者及び金融機関の連携に努めるものとする。

4 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うに当たり、地域における連携を重視し、地域において生産、製造又は加工された物品及び提供されるサービス等を利用するよう努めるものとする。

3 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の活性化において果たす役割の重要性を認識し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給、経営相談等の支援により、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業の振興が地域経済の活性化及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、その発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として、地域において生産、製造又は加工された物品及び提供されるサービス等を利用するよう配慮するものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市は、次に掲げる事項を基本方針として中小企業の振興に関する施策を推進するものとする。

(1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。

(2) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。

(3) 中小企業者相互の連携並びに市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関及び市民の連携を図ること。

(4) 地域資源の活用による産業の活性化及び新たな事業の創出を図ること。

(5) 中小企業者に対する資金供給の円滑化を図ること。

(6) 雇用環境の整備を図ること。

(7) 小規模企業の創業の促進及び小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。

(財政上の措置)

第11条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第12条 市は、毎年度、中小企業の振興に関する事業の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、中小企業の振興に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(むつ市中小企業振興条例の廃止)

2 むつ市中小企業振興条例(昭和52年むつ市条例第2号)は、廃止する。